

東弁 28 人第 497 号

平成 29 年 3 月 10 日

府中刑務所

所 長 東小藺 誠 殿

東京弁護士会

会 長 小 林 元 治

人権救済申立事件について（警告）

当会は、申立人 S からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り警告します。

記

第一 警告の趣旨

貴所は、サルコイドーシスに罹患していた申立人に対し、副腎皮質ステロイドホルモン剤や免疫抑制剤の投与といった、サルコイドーシスに必要な治療を行わなかった。

これは、申立人の憲法第 13 条（幸福追求権）、第 25 条（生存権）に基づく医療を受ける権利を侵害するものである。

また、刑事施設において社会一般の医療水準に照らし適切な医療上の措置を講ずるものとして、被収容者が疾病にかかっている場合は医師による診療、その他必要な医療上の措置を執るべきことを定めた刑事収容施設法第 56 条、第 62 条第 1 項や、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」と定める国際人権（自由権）規約第 7 条、「締約国は、全ての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。」と定める国際人権（社会権）規約第 12 条

第1項及び「被拘禁者に対するヘルスケアの提供は、国家の責任である。被拘禁者は、地域社会において利用可能なものと同水準のヘルスケアを享受し、かつ、その法的地位に基づく差別を受けることなく、必要とするヘルスケア・サービスに無料でアクセスできなければならない。」と定める国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）第24条第1項にも違反する。

さらに、貴所は、寒気を防ぐための申立人の長ズボン着用の申出を拒否し、申立人に不要な苦痛を与えた。

これは、申立人の憲法第13条（幸福追求権）、第25条（生存権）に基づく健康な生活を送る権利を侵害するものである。

よって、当会は、貴所に対し、今後このような重大な人権侵害行為を行わないよう、警告する。

第二 警告の理由

- 1 申立人が、サルコイドーシスに罹患していたことは、貴所に入所する前の診療記録や診断書、及びこれらの記録と貴所の回答をもとにした医師の意見から認められる。加えて、貴所出所後の診断書にも申立人がサルコイドーシスに罹患して治療中であることが記載されている。
- 2 貴所は、平成24年4月5日、申立人が東京拘置所から貴所へ移送となった時、申立人が21歳ころに特定疾患サルコイドーシスに罹患したと述べていたこと等を把握していた。
- 3 サルコイドーシスは、多臓器疾患であり、その症状や診断方法は、専門的知見を有する医師であれば、ホームページ等で容易に知ることができる。

サルコイドーシスに対する一般的な治療としては、副腎皮質ステロイドホルモン剤と免疫抑制剤の使用である。

サルコイドーシスは、症状が慢性に推移し、一時的に軽快した場合でも再燃することが考えられる病気である。

4 申立人は、入所翌日の平成24年4月6日から平成25年12月18日までの間に限っても、合計19回にわたって、喀血、めまい、咳、胸痛、眼充血、下痢、嘔吐、発熱等の全身症状を訴えた。また、申立人は、平成24年6月14日、平成25年5月13日、発熱による震えのために長ズボン等の着用を認められたい旨の願箋の提出も行った。

ところが、貴所は、入所時健康診断における胸部レントゲン検査の所見でサルコイドーシスを否定し、その後は、医師や准看護師が申立人の様子を観察したに過ぎない。申立人が貴所に入所後、19回にわたってなした訴えに対しては、いずれも、本当にサルコイドーシスかどうかの再検査をまったく行わなかった。

その結果、貴所の医師は、申立人に対し、気管支拡張剤、咳止め、鎮痛剤、アレルギー性疾患治療剤、細菌感染症治療剤、腸内細菌改善剤、胃炎治療剤、消化器異常改善剤、かぜ薬等を投与したにとどまり、サルコイドーシスの治療としてのステロイド剤や免疫抑制剤は投与されなかった。

また、サルコイドーシスの患者に対しては、定期的に（半年から1年の間隔）、サルコイドーシスの全身の合併症の精査をすべきであり、申立人の自覚症状にめまいがみられたことからすると、まずは心サルコイドーシスや神経サルコイドーシスの合併の有無を精査すべきである（心サルコイドーシスの合併の有無の判別には、心電図、ホルター心電図、経胸壁心エコーなどの検査、神経サルコイドーシスの合併の有無の判別には、脳MRIなどの検査が望ましい。）。

さらに、定期的な眼科専門医による眼病変に対する精査も行うべきであった。

しかし、貴所では、いずれの検査も実施されなかった。

5 以上のとおり、貴所は、サルコイドーシスに罹患している申立人に対し、十分な治療や検査を実施しなかった。

これは、申立人の憲法第13条（幸福追求権）、第25条（生存権）に基づく医療を受ける権利を侵害するものである。

また、貴所の行為は、刑事施設において社会一般の医療水準に照らし適切な医療上の措置を講ずるものとして、被収容者が疾病にかかっている場合は医師による診療、その他必要な医療上の措置を執るべきことを定めた刑事収容施設法第56条、第62条第1項や、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」と定める国際人権（自由権）規約第7条、「締約国は、全ての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。」と定める国際人権（社会権）規約第12条第1項及び「被拘禁者に対するヘルスケアの提供は、国家の責任である。被拘禁者は、地域社会において利用可能なものと同水準のヘルスケアを享受し、かつ、その法的地位に基づく差別を受けることなく、必要とするヘルスケア・サービスに無料でアクセスできなければならない。」と定める国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）第24条第1項にも違反する。申立人は、以上の人権侵害により、咯血、めまい、咳、胸痛、眼充血、下痢、嘔吐、発熱等の症状に長期間苦しんでおり、申立人に対する権利侵害は重大なものであったといえる。

- 6 貴所は、申立人が長ズボンの着用の許可を求めたのに対し、准看護師の観察報告のみに依拠して、長ズボンの着用を認めなかった。

サルコイドーシスのために夏場でも寒気を覚えていた申立人にとっては、長ズボンの着用は、有効な症状緩和の手段というべきである。

従って、サルコイドーシスの患者である申立人に対して、長ズボンの着用を認めなかった貴所の行為は、申立人の健康な生活を送る権利（憲法第13条、第25条）を侵害するものである。

- 7 よって、当会は、貴所に対し、警告の趣旨記載のとおり警告する。

以上